<重度知的障害者>とケアの分配について

──「何の平等か」に関する一考察──

田 中 耕一郎

北星論集(社) 第 49 号 March 2012

<重度知的障害者>とケアの分配について

――「何の平等か」に関する一考察――

田 中 耕一郎

目 次

はじめに

- I.「何の平等か」をめぐる議論とリベラリズムの人間観
 - 1. ジョン・ロールズの『正義論』
 - 2. アマルティア・センの潜在能力アプローチ
- Ⅱ. ケアとは何か
- Ⅲ. なぜケアが必要なのか
- Ⅳ. ケアの分配をめぐって
 - 1. ケア資源の分配
 - 2. 分配の規準
 - 3. ケアの妥当性

おわりに

注

引用文献

はじめに

聴く側のどのような熱意によっても、その意思を汲みとることの困難な人々、或いは意思そのものの存在さえも見出し難い人々がいる。それは例えばく重度知的障害者>などのカテゴリーで括られる中の一部の人々であろう。このような人々の意思の聴取困難の責任を、社会モデル的に彼らを取り巻く側の読解能力の不足に求めるのか、それとも医学モデル的に彼らのインペアメントの重篤さに求めるのか、という問いをここではあえて問わないでおこう。小論の基底にある問題意識は、このような人々が現に存在し、存在し続けるという事実、そして、このような自らの幸福

の追求に不可欠な「言説の資源 discursive resources」(斎藤2005:9)を持たない人々は、 それを所有する人々に比べてヴァルネラブル であるという経験的な事実である。

リベラリズムにおける連帯の規範原理は現代福祉国家の正当性を理論的に支える役割を担ってきたが、個々の自由の発揮を担保すると仮定される合理的理性という属性を連帯規範の主体である人間の基本的属性に据えたが故に、<重度知的障害者>をその理論的射程から排除する結果を招いた(田中2009)。

<重度知的障害者>に対する社会的支援の根拠を「自由の実現」や(近年の福祉政策的タームを使えば)「自立支援」以外の論理において提示するためには、彼らの生を一定水準以上のQOLにおいて支える価値を公共的に認知させうる連帯の規範原理が探求されなければならないだろう。筆者は以前、連帯規範の主体をめぐる問題として「《重度知的障害者》の承認」に焦点を当てながら検討したが(田中2010)、小論ではこの「誰の平等か」をめぐる論考に引き続き、「何の平等か」に焦点を当てて検討していきたい。すなわち、一体「何」を平等に分配することがく重度知的障害者>をも包摂した連帯規範に適うことになるのかを問うことが小論の課題である。

先ず,現代の社会福祉理論に重要な示唆を 与え続けているジョン・ロールズの正義論と アマルティア・センの潜在能力アプローチに ついて,「何の平等か」をめぐる観点から検 討を加え、これらが<重度知的障害者>の理論的・実践的包摂において課題を抱えていることを指摘する。次に、このリベラリズムの理論的課題へアプローチするための一つの視角として、ヴァルネラビリティに基づく連帯規範について確認するとともに、ここから演繹される「ケアの分配」をめぐる問いについて検討していく。

I.「何の平等か」をめぐる議論とリ ベラリズムの人間観

「何の平等か」という問いには常に「誰の 平等か」という問いが先立つ。すなわち, 「人間とは何か」という人間概念の規定がそ の人間に対して平等に分配すべき「何」の中 身を規定するのである。逆に言えば,ある規 範理論がどのような財の平等を主張している かを見ることによって,それがどのような存 在を人間として規定しているかを見ることが できるだろう。

リベラリズムは「自由と平等との和解」 (Chandran = 2005: 201), つまり, 可能な限りでの自由と平等との両立を求めてきたわけだが, 自由であるべきだというリベラリズムの規範には, 人間とは自由を行使しうる存在であるべきだという当為が含意されている。この当為を実質的に保障するための不平等な条件の是正が現代リベラリズムの思想の根底にある基本的テーゼである。

1. ジョン・ロールズの『正義論』

ロールズは何が人生において善なのかという判断を、特定の宗教や哲学が提示し得ない状況、すなわち、価値の多元化状況を現代社会の不可避的特徴として捉えたうえで、この善の判断を個々人に託した。この個々人が追い求める善はそれぞれが多元的であるが故に非通約的であり、そして、それぞれにとってそれが至上の価値であるが故に非妥協的であ

る。ロールズが『正義論』で試みたのはこのように基本的に非通約的・非妥協的な善の構想を持つ個々人(故に彼らは潜在的に対立の契機を孕む)が単一の秩序ある社会を成立させうるための規範原理=正義の探求である。したがって、ロールズの正義は必然的に個々人の善の違いを尊重しつつ、整合的に併存しうる原理であること、すなわち、個々人の善を超えたより上位の原理であることが求められる。これを彼は「公正としての正義」と呼んだ(Rawls=1989:9)。

この「公正としての正義」の探求において用いられた仮想的実験装置が無知のヴェールthe veil of ignorance であり、このヴェールによって仮想された初期的状況が原初状態original position である。ロールズはこの原初状態における思考実験を通して正義の二原理を導出するが、そのうちの一つが格差原理はfference principle と呼ばれる。格差原理とは自然的分配の不平等を社会的不平等に直結させないための調整原理であり、具体的には社会の最も不遇な人々(Rawls=1989:74)の状態をできるだけ改善するような分配のルールを意味している。

この格差原理が人々の平等を実質的に保障 するか否かは「何」を格差的に分配するのか という問いに関わるわけだが、この分配され るべき「何」とは、人々が求める善を実現す るための「何」であることは言うまでもない。 したがって、個々人が求める基本的な善の性 質に触れることなく, 分配すべき「何」につ いて言及することはできない。しかし、上に 述べたように、ロールズの正義論は善の判断 を個々人に委ねることを前提としているので、 そこでは善の内容について詳細に語ることが 予め禁忌とされている。故にロールズは人々 が求める多様な善の実現に向かうためのミニ マムな財を提示することしかできない。その 財とはすなわち合理的理性を有する市民が 「自由で平等な人格として必要とする」もの であり、具体的には自由・機会・地位と権能・ 所得と富、並びに自尊の社会的基盤等の 社会的基本財 social primary goods である (Rawls=1989:49)。ここから、「何の平等 か」という問いに対するロールズの解は「社 会的基本財の平等」であると言えるのだが、 その財の内容は、上に述べた事情から抽象的 であることを免れない。

ここで小論の課題に即して検討すべきは, このロールズが導き出した社会的基本財が果 たして<重度知的障害者>の平等を担保しう るものなのかという問いである。ロールズが 格差原理とそれを実質化するための社会的基 本財を導き出す起点に原初状態を置いたのは、 この仮想的な初期状況が、自他の反転可能性 reversibility (井上2008:132) に応えうると 想定できたからである。なぜなら、 <私>は <私>の属性について無知である原初状態に おいてこそ、あらゆる人々の属性に配慮し、 特定の属性の保有が不遇を生み出さぬような 規範原理(=格差原理)に合意し、また、ど のように自らの「善い生」を計画するにせよ、 基本的に必要となる財に合意するであろうこ とが予定されるからである。

井上はこの反転可能性を要請するロールズ の正義構想において、障害者差別などの一般 的範疇による差別も「被差別集団に属する他 者が自分であると想定した場合には受容不可 能」であるが故に、反転可能なものとして斥 けられると言う (井上2008:132)。しかし、 筆者は<重度知的障害者>の生の保障を原初 状態から導出することはそもそも困難である と考える。なぜなら、そもそも無知のヴェー ルによる原初状態は,個々人の合理的理性が 実現を目指す善の阻害状況を仮想するための ものである以上、そのような状況から導出さ れる社会的基本財は、合理的理性による善の 発揮を促す「公共的価値」(齊藤2005:68) を帯びたものとなる。故に、そこでは自らの 善の自律的実現に向かう合理的理性の所有者

たちの相互性 reciprocity は想定し得ても、 <重度知的障害者>との間に相互性は想定されない。つまり、原初状態は合理的理性その ものの有無を問うための仮想的装置ではない のである。

このように、原初状態において合理的理性 の所有者たちがく重度知的障害者>の存在を 承認することは原理的に困難である。したがっ て、原初状態においてく重度知的障害者>の 善き生への配慮や、一定の倫理的規則が導出 されることは見込み難い。

また、ロールズの社会的基本財は、センが 批判したように、その目指される処遇の改善 が一律であり、個々人が置かれている社会的 文脈が考慮されていないため、そのヴァルネ ラビリティに対する個別的ケア1)を不可欠と する<重度知的障害者>の生に応えうるもの ではない。おそらく、このような指摘に対し て、ロールズはセンに対しておこなったよう に、「制度に対する正義の諸原理を個人や特 定の環境にある個々人の行為に適用される諸 原理と混同してはならない | (Rawls = 1989: 43・68) と反論するだろう。しかし、<重度 知的障害者>の生にとっては、まさにその制 度において, ヴァルネラビリティに対するケ アの保障が求められるのである。したがって, 個々人へのケアを正義の射程から私事の領域 に放逐したロールズの正義, 及びその正義の 原理から演繹された社会的基本財は<重度知 的障害者>の生を十分に支えることができな いと言わざるを得ないだろう。

2. アマルティア・センの潜在能力アプローチ

センはロールズの社会的基本財に係る格差 原理を批判しつつ、人々が直面している機会 の不平等性は社会的基本財の平等/不平等の 程度からは推し量れないと指摘する。なぜな ら、たとえ財や資源の所有に係る格差がある 種の規範原理によって是正されたとしても、 財や資源を「自由へと変換する能力」(= 潜 在能力 capability)の格差が是正されない限り、人々が享受する実際の自由は深刻な不平等を伴うからである(Sen = 2005:125)。したがって、センは諸個人の多様な差異(個体差のみならず環境の差も含めて)を考慮して、彼らの福祉を実現するための実行可能で多様な選択の幅、すなわち、潜在能力を保障することを求めたのである。

具体的にどのようなニーズ (=潜在能力の 不足) が問題化され、資源配分の要請対象と されるかという点について、センは公共の討 議によるものとするが、種々の潜在能力の中 でも優先的に平等化が図られるべき最も基本 的な潜在能力 (基本的潜在能力 basic capabilities)として、移動・衣食住・衛生・医療・ 物理的安全・初等教育に関する事柄をあげ (Sen=2001:253), これらを福祉に関わる 自由, すなわち福祉的自由 well-being freedom との関連で捉える (Sen1985:3)。福祉 的自由とは「個々人が自己の福祉を実現する にあたって、選択の自由を妨げられないばか りか、選択の積極的能力を備えていることを 意味する」概念であり、「福祉を実現する実 質的機会である潜在能力の豊かさ」(後藤 2000:47) によって表示される。したがって、 「何の平等か」に対するセンの解答は、潜在

このようなセンの「何の平等か」をめぐる 議論は、確かにロールズのそれとは異なり、 財を活用する潜在能力の発揮に問題を抱えて いるような状況をも一定程度その射程に包摂 できると言える。例えばそれは第一に、潜在 能力を十分に発揮できなくさせている環境的 要因に対して、第二に潜在能力そのものの機 能に対して、より細やかな眼差しを向けるだ ろう。

能力、とりわけ福祉的自由に直接的に関わる

基本的潜在能力の平等であると言えるだろう。

しかし、このセンの潜在能力に焦点を当てるアプローチにも、<重度知的障害者>の包摂においてなお問題が残されている。なぜな

ら、かつてコーエンが批判したように、善き生の中心的な特徴は「価値ある機能を達成する能力である」(Cohen=2006:46)とするセンは、外部からの支援や社会資源の整備を念頭に置きつつも、やはり、自由を行使しうる自律的能力(或いは潜在的な自律能力)を所有する人間観を前提としているからである。確かにそれはロールズが仮想したノーマルな人間観よりも、その多様性が担保されているが故に現実的であると言えるが、しかしそれは、重度知的障害者>を包摂できるほどに現実的ではない。

センもそのことには自覚的で,「人間の生 活の質を達成するための自由の能動的な行使 という価値あるものは、知的障害者 the mentally disabled には直接関連性を持たないで あろう」(引用は筆者による訳出, Sen1993: 44 = 2006:75) と述べ、いかなる支援、い かなる選択肢の周到な用意によっても, 自由 を行使し得ない(と評価された) <重度知的 障害者>のような存在に対して、自らの潜在 能力アプローチが直接関連性を持たないこと を認めている。このようなセンの人間観はか つてコーエンが指摘したように「自由でなけ れば人ではない」というある種の強健主義 athleticism 的な色彩を帯びており (Cohen = 2006:46), <重度知的障害者>をその潜在 能力アプローチの射程においては把捉し難い。

センの理論にはさらに検討すべき要素が残されている。センは「合理的な愚か者 rational fool」という伝統的な経済学における貧弱な人間観に対する批判を通して、共感とコミットメントという二つの道徳感情を人間に注入した。センの言う共感とは他人の苦痛に自らの苦痛を感じることであり、それはある種の他者に対する利己主義的な感応であると言ってよいだろう。他方でコミットメントはより正義の論理に則った判断であり、それは他者の不幸・苦痛を自己の苦痛として感じることを必ずしも前提とはしないが、その不

幸・苦痛をもたらしている事態を不正である とみなし、この不正を糺すことを自らの責務 とする (Sen = 2001:133)。

センが人間に求めたこの二つの道徳感情は、 社会の構成メンバーが潜在能力アプローチの 展開に同意する動因となるものであると言え るが、では、この道徳感情は潜在能力アプロー チの射程では把捉し難いく重度知的障害者> に対して一体何をもたらすのだろうか。粗雑 な指摘ではあるが、少なくともここには検討 を要する問いが残されている。

一つは、この二つの道徳感情が、果たして <重度知的障害者>の苦痛・不幸に対しても 向けられるものなのだろうかという問いであ る。(潜在的な能力も含めて)自由の自律的 発揮を可能とする能力を持つ「われわれ」か らの<重度知的障害者>の心理的な距離化は (上にみたように、センは明らかに『われわ れ』という人間概念から<重度知的障害者> を遠ざけている)、「われわれ」の共感とコミッ トメントの届かぬ場所へ彼らを追いやってし まわないだろうか。

第二に、もし「われわれ」の道徳感情が、彼らの不幸や苦痛に感応し得たとしても、それは対等性を基盤とする共感やコミットメントであると言えるだろうか。それはむしろ市民的徳を備えた市民である「われわれ」から、市民外存在である彼らに対する恩恵的で同情的なパターナリズムに基づく介入を招来することにならないだろうか。

Ⅱ. ケアとは何か

ケアの意味については既に多くの言葉が費 やされてきたことだが、ここでは、次章以下 の議論の準備として、ケアと正義の差異をめ ぐる先行の研究を通して、ケアの特質を正義 との対比において整理しておこう。

品川は,正義とケアそれぞれの周囲に付置 されている価値命題群を対比しつつこの両者 の差異性を際立たせている(品川2007:226)。 品川によると、正義の周囲には公正・平等・ 権利・原理・自由が、ケアの周囲には傾聴・ 信頼・応答・共感・連帯が付置されている。 この品川の指摘に依拠しつつ、ここでは正義 との対比においてケアの特質を、個別性、人 称的関係性、非対称性、責任 - 応答性という 観点から整理しておこう。

先ず、ケアにおける個別性とは個々人への 専心的な熱意を意味する。正義が複数の類似 の事例に適用できる普遍的妥当性への志向を 本質とするのに対して、ケアの特性の一つは この普遍性の外部に放逐される運命に置かれ た個別性への気遣いにある。したがってケア は個々人を比較可能なものとして捉えること をしない。ケアは比較考量をしないこと、個々 に特別な関心を注ぐことによってこそ, その 真価を発揮すると言えるだろう。したがって、 常軌(=秩序)が正義であるとするなら (Lévinas=2006:232), ケアの個別性は常 に常軌を逸した倫理において正義を超え出よ うとする。そして、このケアの倫理的志向は、 常軌への重大な違反, すなわち正義の破壊で あると同時に、正義による普遍性の暴力が産 み出した残酷さを掬いあげることによって正 義を補完すると言うこともできるだろう。

後述のように人間の基本属性をヴァルネラビリティに置く連帯規範において、個々のヴァルネラビリティの発現は個別的な態様を見せるが故に、それはこのケアによる個別的な気遣いにおいてしか把捉できない。また、個々の投げ込まれた残酷さは、それぞれに苦痛をもたらすが故に、AよりBがまだまし、という解を導出しない。個々の残酷さはどれも唯一性を持っており、比較考量の対象にはならないのである。したがってヴァルネラビリティに基づく連帯規範は、ケアを欠いては成り立ち得ない。

ケアの二つ目の特性としてあげられるのは 人称的関係性である。ケアは個別的な気遣い によって他者のヴァルネラビリティに鋭敏な 眼差しを向けるが故に、その他者とケアする 者との関係は人称的に限定される。しかしそ れは、血縁や地縁の束縛を意味するものでは ない。なぜなら、あらゆる人間が身体を持つ が故に生きるうえでのヴァルネラビリティに 晒されるリスクから自由ではない以上、その ヴァルネラビリティにおいて人間を見ようと するケアは地縁的・思想的共同体はもとより, 国境や時代をも超えうる倫理であるからだ。 しかし、例えば品川が「ケアリングとは、何 かを大切にすること、そのものと結びついて いること、そのものとの関係の中に巻き込ま れていることに他ならない」(品川2007:243) というように、実践としてのケアは、その対 象となる個人との関係に巻き込まれなければ ならない以上, その関係は人称的なものに事 実的に限定されざるを得ない。このケアの 「倫理としての普遍性」と「実践としての非 / 反普遍性」という二つの特質において, 既 にヴァルネラビリティに基づく連帯規範を考 える上での一つの手掛かりが内包されている のだが、この点については次章で検討しよう。

ケアの三つ目の特質は非対称性である。例 えば品川は,ケアの倫理を提唱するヨナスの 責任原理について「Yが存続の危機に脅かさ れており、Yの存否を制する力をXが有して いるときにXはYに対する責任が生じる」と いう定式化を試みているが(品川2007:98), そこにはケアの非対称性という特質が端的に 示されている, 例えばケアは他者による訴え やその訴えに対するアセスメントを常に起点 とするわけではない。むしろケアの常態と言 えるものは,訴えを聞く前からの始まりであ ると言ってよいだろう。そこにはかつてレヴィ ナスが<顔>との関係において確証した非対 称性が前提にある(Lévinas = 2006:147)。 すなわち、ケアは眼前の他者の弱さ、傷つき やすさ、寄る辺なさなどのヴァルネラビリティ に対して感応することにおいて、言い換えれ ば、その他者が自らの苦しみを表出するより も先に「意を汲む」(堀江・中岡2005:186) 眼差しを向けることによって既に始まってい るのである。このようなケアの始まりの契機 には圧倒的な非対称性がある。この点におい ても、ケアはリベラリズムの正義の前提から 距離を置く。リベラリズムの正義が互いの対 等性や反転可能性において成り立つ規範原理 であるなら, ケアは逆に, 圧倒的な力の不均 衡さゆえにこそ発動されなければならない倫 理なのである。そして、この非対称性による ケアの発動は、上に見たように、必ずしも苦 しむ者の自律的な訴えを待つことはない。故 にこそ,ケアは「言説の資源」を持たない <重度知的障害者>の残酷さに感応しうる。 すなわち、ケアは「もはや通常の『呼応』関 係が解体してしまっている」(加藤2007:63) 関係においてさえ、その発動の可能性を持つ のである。

ケアの四つ目の特質は責任 - 応答性である。 例えば森村はメイヤロフの「応答の倫理 ethics of response」によるアプローチを取り上 げながら、ケアを「『責任 - 応答性』を孕ん だ行為であり、関係性である | (森村2003:93) と述べる。ヴァルネラビリティに立脚するケ アは他者が晒されている(或いは晒されよう としている) 残酷さを感受し、その者の境遇 を気遣うことで他者のヴァルネラビリティに 応答する。そして、メイヤロフや先述のヨナ スの責任原理に見るように、これらケアの提 唱者たちは,ケアにおける応答に責任が付帯 することを指摘する。ここで言う責任とは私 の外部からある種の強制力をもって押しつけ られる責任を意味するのではなく、あくまで も私の内部から生じてくる責任である, では なぜ、他ならぬこの私が他ならぬその他者に 対する応答の責任を持ってしまうのか。それ は私がその他者のヴァルネラビリティを「見 てしまった」こと、そして私のケアがなけれ ばそのヴァルネラビリティが残酷さをもたら

すことの確からしさを私が知ってしまっているから、というだけではない(おそらく、それだけでは私の内部に去来するのは同情や憐みの感傷にしか過ぎないだろう)。例えばレヴィナスは「私の現存在のそこは誰かの場所を占領しているのではないかという恐れ」の自覚によって、私は他者(の顔)を通じて「いかなる退路もなく責めを負う」者となる(Lévinas = 2006:207)と述べているが、このレヴィナスの指摘によると、私の他者に対する責任 - 応答性は、他ならぬ私がその他者のヴァルネラビリティをもたらした(ている)のかも知れぬという恐れにおいて生じると言える。

Ⅲ. なぜケアが必要なのか

筆者は以前、正義が一定の普遍性を求めることの必然性と必要性を認めたうえで、それが〈重度知的障害者〉をも包摂しうる普遍的な規範原理として再構築されるためには、正義における人間属性の再定義が必要であると考え、それをヴァルネラビリティに求めた(田中2010)。さらにこのヴァルネラビリティという人間属性から立ち上がる正義が「自由より根源的なもの」として「残酷さからの解放」を第一義的に志向することを指摘した。この残酷さという〈悪〉の解消への志向は、シュクラーがかつて「恐怖のリベラリズム」(Shklar=2001)において指摘したように、人間の普遍的要求に基づくものである。

このようなヴァルネラビリティに基づく連帯規範が対峙しなければならない一つの難問は、関係主義をいかに超えるかという問いである。ヴァルネラブルな人間にとって何が恐怖であり、何が残酷なことなのかという問いに対する共通解の提示はさほど困難なことではない。しかし、難問はその残酷さからの解放の可能性を問う地平において浮かび上がる。自らの置かれた残酷さを不当なことであると

主張し難い<重度知的障害者>の残酷さを取り除くためには、彼らの置かれた残酷さに気づき、その不当性を認識し、彼らをそこから解放することの正当性を主張する他者が必要である。一体、誰がその他者となりうるのだろうか。もしそれが<重度知的障害者>をケアする人々以外にないとするならば、この関係性をも喪失した<重度知的障害者>のヴァルネラビリティがケアラーとの関係性をも喪失したく下されることはなく、彼らは残酷さの中に放置され続けるしかない。つまり、あるケアラーとの関係性に包摂されているか否かという偶然性に包摂されているか否かという偶然性によって、<重度知的障害者>のヴァルネラビリティの取り扱いは大きく左右されるのである。

<重度知的障害者>におけるヴァルネラビリティの特質の一つは、ケアレスパーソンとなりうる蓋然性の高さにあると言って良い。したがってヴァルネラビリティに基づく連帯規範は、親密圏において居場所を喪うリスク、すなわちケアラーとの関係の外部に置かれるリスクの高い<重度知的障害者>を想定する必要がある。そして、この想定に立った時、連帯規範は人称的な関係主義をいかに超えるかという難問と向き合う必要に迫られるのである。これが難問である所以は、それが「ケアの分配」をめぐる問いを招来し、そしてその問いはリベラリズムにおいて馴染み深い「ケア対正義」論争に見るように、異質な原理の接合を求める問いに他ならないからである。

残酷さをケアし、その不当性を代弁する談話や活動(Arendt=1994:280)を生み出す関係性を持たない<重度知的障害者>は存在を否定された存在である。おそらくこの存在の不可視化こそが残酷さの極みであろう。この観点に立てば、残酷さからの解放とは、何よりも先ず、あるケア関係においてその存在が可視化されることである。したがってヴァルネラビリティに基づく連帯規範において、

<重度知的障害者>に保障されるべき基本財というべきものは、彼らの置かれた残酷さを告発し、それを不当であると指摘し、そのような状態からの解放の契機をもたらすケアに他ならない。

Ⅳ. ケアの分配をめぐって

正義と対極的な特質を帯びるケアは一方で、 正義の無情を補完する倫理としての期待が持 たれつつ. 他方ではこの両者の異質性に起因 する相互排他性によって、相互補完関係の形 成やその接合可能性に対する悲観的な見方が 導かれてきた(品川2007:200・235, 斎藤 2008:118)。この両者の接合に関する諦観は、 どちらが倫理原則として真であり優位である べきかをめぐる議論(品川2007:225, 森村 2003:115) や、両者の棲み分けを模索する 議論(品川2007:209・218)として展開され てきた。しかし、既に見てきたように、たと え社会において正義が十全に発揮されたとし ても、自由の発揮に資する社会的基本財の分 配を主題とする正義だけでは、<重度知的障 害者>が置かれる残酷さを回避することが困 難であり、そこにはケアが必要である。故に 連帯規範が<重度知的障害者>の包摂を志向 するのであれば、それはケアの再創出のあり 方を明確に呈示しなければならないはずだ。 <重度知的障害者>を残酷さから解放するた めには、そのヴァルネラビリティへのケアが 保障される必要があり、そのためには、ケア 発動のための条件である親密圏, 或いはそれ に替わりうる人称的関係の創出を目指すポリ ティクスが求められるのである。それはどの ようにして可能なのだろうか。

1. ケア資源の分配

<私>の<重度知的障害者>に対するケアは、彼らのヴァルネラビリティを見ることによって発動する。<私>のケアは、彼らを可

死的で受苦的な存在者, 私による配慮や支援 なしにはその生を保ち難い存在者であると受 けとめることによって動き出す。それは何か 客観的に捉えうるニーズに基づく実践ではな い。むしろそれは客観性の手前にある特別な 関心である。<私>が彼らを誰よりも優先す る時、そこにケアが発動するのである。しか し、上に見たように、このようなケアが発動 する関係は事実的に限定されており、ケアは この限定された固有の個別的関係においてこ そ発動し得る。しかし他方で、ケアを要する <重度知的障害者>の圏域は社会の全域に広 がっている。このようにヴァルネラブルな人々 に十全なケアを用意しようとする社会の構想 は「関係の射程の圏域を異にする」(見田 2006:176) 二つの課題と向き合うことを運 命づけられていると言える。

この二つの課題を考えていくための道筋を探してみよう。先ず、同質・同量のケアを機械的に平等に分配することは不可能であるし、意味がないことは言うまでもない。個々のヴァルネラビリティの発現は多様であり、それぞれがく比類なきもの>である以上、それらへのケアもまた多様でなければならない。したがって、平等に分配できるのはケアそのものではなく、ケアの発動を期待できる人称的関係性の創出に係る資源である。これを「ケア資源の分配」としておこう。

ケア資源の分配においては、例えば<重度 知的障害者>をケアする既存の関係性(主と して家族が想定されるが、それに限定されな い)が崩壊しないように、この関係性を支え ることや、<重度知的障害者>を既存の関係 性から切断するような分離・隔離的な施策の 改廃など、既存の関係性の存続を阻む要因を 取り除くことが先ず求められるだろう。

さらにケア資源の分配はこのような既存の 関係性の存続にとどまらず,新たな関係性を 創出しうる条件や機会としても捉えられるべ きであろう。そこでは,既に関係性を喪失し た(或いは喪失しつつある)<重度知的障害者>に対して、新たな関係性創出の契機となりうる財としてケア資源を分配することが求められる。それは齊藤の言う「アテンションという政治的資源」(齊藤2008:72)の分配を意味するだろう。

具体的には、ケアの倫理をその実践原則に置くホームヘルプサービスやパーソナル・アシスタント²¹等の職業的ケアラーの分配である³¹。このケア資源の分配をめぐってはさらに二つの問いが生起するだろう。第一に、どのような規準で平等にケア資源を分配できるのかという問いであり、第二に、そのケア資源が発動させるケアをどのような規準点から監視し、また、その妥当性の根拠を証明できるのか、という「ケアの妥当性」をめぐる問いである。

2. 分配の規準

第一のケア資源の分配の規準に係る問いから見てゆこう。この問いは「ケア対正義」論争においても未解決の難問の一つである。この問いが難問である理由は、人々を平等に遇しつつ、かつ人々のヴァルネラビリティの多様性を個別に気遣うことの矛盾を調停する方法が見出し難いからに他ならない。

上にも述べたように、そもそもケア資源の分配においては、どのような残酷さが優先的に取り扱われるべきかという問いそのものが成り立ち難い。なぜなら、ケアの観点に立なら、あらゆる残酷さはそこに放置されてはならないく比類なきもの>であり、あるみという問い自体が、ケアにおいては禁忌とすべいさいもの残酷さよりもましであるか否かという問い自体が、ケアにおいては禁忌とすであるからである。したがって、残酷さの個別性や唯一性を気遣うというケアの条件を分配する際には、比較秤量の観点においてはなく、個々をく比類なきもの>として捉えられなければならず、個別的な残酷さの状況に応じたケア資源の分配が必要である。

例えば、後藤は公的扶助におけるこの調停をめぐる検討を通して、市場的な等価性や形式的な平等を超えて異なるポジションやカテゴリーの質的相違に配慮した評価を形成することの必要性と重要性を指摘し、それを「ポジション配慮的な公共的ルール」として定式化することを提案している。そのルールとは〈必要〉を持つ人々に対して「等しい関心を向けつつ、同時に彼らの≪必要》の質的相違に配慮した資源配分方法」(後藤2004:275)をめぐるルールであるが、それはおそらく、個別事例の蓄積と公共的討議のもとに絶えず形成され更新されていく規範的・公共的判断の豊饒化によってしか見出せないルールであろう。

3. ケアの妥当性

第二の問題は「ケアの妥当性」をめぐるものである。繰り返すが、ケア資源の分配はケアそのものの分配ではない。それはあくまでもケアを創出しうる条件の分配に過ぎず、この条件が上述したケアの特質を十全に充たしうるケアを発動できるか否かをめぐっては「ケアの妥当性」に関する問いが問われなければならない。

例えば分配されたケア資源が発動させるケアの監視や、そのケアを担う職業的ケアラーたちの教育や研修、さらには歪みのある<ケア>関係の修復・交換等は一体どのような規準によって遂行されるのだろうか。

このような「何が適切なケアであるか」という規準の策定は容易な作業ではないが、個別事例の蓄積を通して一定程度のミニマムな経験的指標を構築することは不可能なことではないだろう。確かにあらゆる<ケア>は<重度知的障害者>のヴァルネラビリティが残酷さとして発現することを回避し、その福祉を図ろうとするが、既に見たように、ケアの内実そのものはその特質において一般化を拒絶する。しかし、だからと言って個々のケ

アをそれぞれの人称的関係性に委ねることは. 善きケアの探求に対する諦観に他ならず,こ の諦観は残酷さの解消の責任を個々の人称的 関係性へ放置する結果を招来しかねない。か つてレヴィナスは「愛は絶えず正義を監視し なければならない | (Lévinas = 2006:152) と述べ、正義が普遍化し得ないもの、共約不 可能なものへの気遣い(ケア)を求めた。し かし,「ケアの妥当性」においては,このレ ヴィナスの要求とは逆のことも求めなければ ならない。すなわち、ケアを人称的関係性に おける愛の発露であるとすれば、そして、そ の愛によってしかく重度知的障害者>がその 生を支えられないとすれば、その愛は「正義 によって監視されなければならないしのであ る。

「介護などの対人サービス (の財源) が国 家によって保障される場合にも、どのような 接し方でサービスの受け手に向き合うかを国 家が監督できるわけではないし、強制された 尊敬や愛情というのは語義矛盾である」(齊 藤2008:114) という指摘は、ケアの特質を 擁護する観点に立てば傾聴に値すると思われ るが、「ケアの妥当性 | がく重度知的障害者> の生を左右するという現実に立ち返ると、そ れは〈重度知的障害者〉を人称的関係性に放 置することの弁明として用いられる危険性も ある。ケア資源として分配された職業的ケア ラーたちによるケア実践を必要以上に個別化・ 文脈化することはケアへのニヒリスティック な諦観を助長するという意味において危険で さえある。例えば「ヴァルネラブルな他者を 専心的に気遣い, その存在の唯一性を尊重す べき」というケア倫理を職業的ケアラーの職 業倫理として定式化することは可能であるし、 そこから個別の「ケアの妥当性」を測る原則 を経験的に演繹することも不可能ではないは ずだ。

繰り返すが、心をこめたケアの範囲が限定されるという意味は、字義通りケアの向けら

れる対象の関係が制限されるという意味であり、単なる事実上の制約に過ぎない。また、ケアは確かに、他者のヴァルネラビリティに対する特別な有責性を意味するが、この有責性が家族にのみ生じ、職業的ケアラーには生じないという根拠はない。むしろ職業的ケアラーとはヴァルネラビリティへの職業的有責性によって、特別な関心を対象者に向ける倫理原則を職業倫理とする職種であると言えるのではないか。

その倫理原則とは、リベラリズムのそれのように、ある種の能力概念によって措定された人間属性から演繹されるものではなく、人間が置かれるべきではない残酷さの普遍性によって演繹される原則であるべきであり、ケアしなければならない残酷さとは何か、そしてケア実践そのものが回避しなければ残酷さとは何かを不断に問い続けることによって積みあげられていく原則ではないかと思える。

おわりに

「何」を平等に分配することが<重度知的 障害者>をも包摂した連帯規範に適うことな のかという問いを検討するために, 先ずリベ ラリズムにおける連帯の規範理論を代表する ジョン・ロールズの『正義論』とアマルティ ア・センの潜在能力アプローチについて検討 を加え, これらの規範理論が<重度知的障害 者>の理論的・実践的包摂において課題を抱 えていることを指摘した。そのうえで、ヴァ ルネラビリティという人間属性から演繹され る基本財としてのケアに着目し,「ケアの分 配」が何を意味しているのか、さらにその実 現可能性をどのように描けるのかを検討して きた。そこにあったのは、人称的関係性や個 別性といったケアの特質と、その平等な分配 (正義) に係る普遍性とをどのように調整し つつ接合するのかという難問である。筆者は この問題へ接近するために、ケアの平等分配

を「ケア資源の分配」をめぐる問題として捉え、さらにそれをケアの分配規準と「ケアの妥当性」をめぐる問題に区別しつつ検討した。しかし、小論の議論には未だ現実との架橋において多くの課題が残されている。例えばそれは、ケア資源が平等に分配されるための規準の定式化、そのケア資源が「良いケア」を発動させるための正義の介入(代弁・監視・賞罰・職業的ケアラーの教育等)のあり方、また、正義によるケアへの介入がケアの特質と意義を侵食させないための手立て、等である。

おそらく現実的には、何か単一の法や制度 によって、ケアと正義が包摂できるわけでは ないし、そうする必要もない。複数の多様な 法や制度の組み合わせによって、ケアと正義 の接合を図ることが目指されればよいと考え る。

ケアか正義か、或いは自由かそれとも残酷さからの解放かといった二者択一を迫る問いは暴力的である。このような二者択一の強要に対して応えうる唯一の解は、「どちらも」という解である。〈重度知的障害者〉もまたケアと正義をともに必要とする。彼らは極限の存在、すなわち「最も不利な立場にある人々the latest advantaged」の位置において、この不可欠な二つの連帯規範の接合を求めているのだと言える。

本研究は日本学術振興会科学研究費補助金 (挑戦的萌芽研究)「連帯の規範理論における 《重度知的障害者》の包摂に関する研究」(平成 22年度~平成23年度)によるものである。

【注】

- 1) ここではケアを,他者の感情に共感したり, 他者の置かれた状況を気遣うこと,その状況 の改善に尽くすこと,という意味において捉 えておく。
- 2) ここで言うパーソナル・アシスタントは 「いわゆるホームヘルプサービスなどのケ

アワーク(care work)のオルタナティブとして、1970年代以降の自立生活運動を中心とする障害当事者運動のなかで求められ、北米・北欧・日本を中心に盛んとなっているPAS(Personal Assistance Service)、アテンダントサービス(Attendant Service)などと呼ばれているシステムであり、…略…基本的には①利用者によるPAの募集、②利用者とPAの雇用契約、③利用者の指示に従った介助、④公費によるPA費用の提供といったことが前提とされるものである」という 岡部(2006:104)の定義にしたがう。

3) ここではこの職業的ケアラーたちの資格化 についての議論はしないが、品質管理(ここ でいうケアの妥当性の担保)において資格 化はあくまでも「次善の策」であるとする 立岩の見解を筆者は支持する(立岩2010: 24)。

【引用文献】

- ・Amartya Sen, 1982, Choice, Welfare and Measurement. Basil Blackwell Publisher = 大庭健・川本隆史訳(2001)『合理的な愚か者』 勁草書房.
- · Amartya Sen, 1985, Commodities and Capabilities. Oxford University Press.
- ・Amartya Sen, 1992, Inequality Reexamined. Oxford University Press (=池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳 (2005)『不平等の再検討』岩波書店).
- ・Chandran Kukathas and Philip Pettit, 1990, A theory of Justice and its Critics (=山 田 八千子・嶋津格訳 (2005)『ロールズ』勁草書 房).
- ・Emmanuel Lévinas, 1991, ENTRE NOUS. Les Editions Grasset et Fasquelle, Paris (=合田正人他訳 (2006)『われわれのあいだ で』法政大学出版局.
- ・Gerald Allan Cohen, 1993. Equality of What? On welfare, goods, and capabitilies. Martha C. Nussbaum and Amartya Sen (eds.), 1993, *The Quality of life*. Clarendon Press Oxford (=竹友安彦監修・水谷めぐみ訳 (2006)「何の平等か?厚生,財,潜在能力について」『クオリティー・オブ・ライフ』里文出版).

- ・後藤玲子 (2000)「自由と必要」『季刊社会保 障研究』Vol. 36, No. 1.
- ・後藤玲子(2004)「正義とケア:ポジション配慮的<公共的ルール>の構築に向けて」塩野谷祐一・鈴村興太郎・後藤玲子編著『福祉の公共哲学』東京大学出版会。
- ・後藤玲子 (2005)『正義の経済哲学 ―ロール ズとセン』東洋経済新報社.
- ・Hannah Arendt, 1958, The Human Condition, Chicago (= 志水速雄訳 (1994)『人間の条件』ちくま学芸文庫.
- ・堀江剛・中岡成文 (2005) 『臨床哲学とケア』 川本隆史編『ケアの社会倫理学』有斐閣選書.
- ・井上達夫(2000)『他者への自由』創文社現代 自由学芸叢書。
- ・井上達夫(2004)『共生の作法』創文社現代自 由学芸叢書。
- ·井上達夫(2008)『哲学塾 自由論』岩波書店.
- · John Rawls, 1971, A Theory of Justice. Harvard University Press (=矢島釣次監訳 (1989)『正義論』紀伊国屋書店).
- ・Judith Shklar (2001) 大川正彦訳「恐怖とリベラリズム」『現代思想』29 (7)、青土社、
- ・神島裕子・山森亮(2004)「福祉」有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『現代規範理論入門』ナカニシヤ出版。
- ・加藤秀一(2007)『<個>からはじめる生命倫理』NHK ブックス。
- ·見田宗介(2006)『社会学入門』岩波新書.
- ・森村修(2003)『ケアの倫理』大修館書店.
- ・Nel Noddings, 1984, Caring. The Regents of the University of California (=立山善康他訳 (2008)『ケアリング』晃洋書房).
- ・岡部耕典(2006)『障害者自立支援法とケアの 自律』明石書店.
- ・齋藤純一(2005)『思考のフロンティア 公共 性』岩波書店.
- ·齊藤純一(2008)『政治と複数性』岩波書店.
- ・品川哲彦(2007)『正義と境を接するもの』ナ カニシヤ出版。
- ・田中耕一郎 (2009)「連帯の規範と<重度知的 障害者>:正義の射程から放逐された人々」 『社会福祉学』50 (1) 日本社会福祉学会.
- ・田中耕一郎(2010)「<重度知的障害者>の承認をめぐって:vulnerabilityによる承認は可能か」『社会福祉学』51(2)日本社会福祉学

会.

・立岩真也(2010)「政治に関わるに際して」 『季刊福祉労働』No0129, 現代書館.

[Abstract]

People with Severe Learning Difficulties and Distribution of Care: A Discussion of Equality

Koichiro TANAKA

This paper examines what should be considered the standards for equal distribution by society to people with severe learning difficulties. First, by considering 'A Theory of Justice' by John Rawls and 'Capability Approach' by Amartya Sen, several problems with the standards of distribution to people with severe learning difficulties are pointed out. This paper then focuses on how care derives from vulnerability, which is a basic attribute of human beings. The theoretical and practical implications of equal distribution of care to people with severe learning difficulties are also discussed.